別表六(二)を次のように改める。

別表六（八）　特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特別試験研究費の額 (13の計)	1	円	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	6	円
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(六)「3」)又は(別表六(七)「3」)	2		当期税額基準額 (6)×$\frac{5}{100}$	7	
差引対象特別試験研究費の額 (1)－(2)	3		当期税額控除可能額 ((5)と(7)のうち少ない金額)	8	
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 ((3)と(14)のうち少ない金額)	4		法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「12の②」)	9	
特別研究税額控除限度額 (4)×$\frac{30}{100}$＋((3)－(4))×$\frac{20}{100}$	5		法人税額の特別控除額 (8)－(9)	10	

特別試験研究費の額の明細

措法第42条の4第3項各号の該当号	特別試験研究の内容	特別試験研究費の額
11	12	13
第1号・第2号		円
第1号・第2号		
第1号・第2号		
第1号・第2号		
第1号・第2号		
計		
同上のうち(11)が第1号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額	14	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表六（八）　記載要領

この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の４第３項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六(十)を削る。

別表六(二)の記載要領第１号中「又は第９項第２号」を「若しくは第４項第２号」に改め、「特別控除」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を加え、同第11号中「第42条の４第９項第１号又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第９項第１号（試験研究費の増加額に係る法人税額の特別控除）」を「第42条の４第４項第１号」に改め、同表を別表六(十)とする。